平成２７年（フ）第２１１１号
横浜市保土ケ谷区仏向町1369番地１　クレストコクエＢ一103号
債務者　小林　忠雄
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２５号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町53番地
債務者　澤木　祥子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２７号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹２一10一32　レオパレスカメリアⅡ102号室、住民票上の住所神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目７番５一402号
債務者　鈴木　義則
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６４号
静岡県藤枝市小石川町２丁目５番10号
債務者　池谷　智和
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８６号
静岡市葵区美川町３番６一29号、旧住所静岡市葵区千代田２丁目４番12号
債務者　川口　康久
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０８号
静岡市駿河区大和２丁目３番37一407号
債務者　後藤　　厚
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２３号
静岡県藤枝市天王町３丁目７番43号　天王町ハイツ105号
債務者　中村　高広
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５７号
静岡県牧之原市細江4147番地１　吉永アパート　6
債務者　長倉　　保
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０５号
静岡市駿河区上川原49番地の１　キャピタルＫ　103号
債務者　高木　福代（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０７号
栃木県宇都宮市竹林町620番地１　エステートナカハラ206、前住所栃木県宇都宮市今泉町19番地20　丸田ハイツ203
債務者　岡田　亨子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６１号
栃木県宇都宮市西一の沢町６番21号
債務者　森田　絵美
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９３８号
東京都小平市上水南町３丁目３番25号
債務者　小此木満帆
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４５号
岡山市中区高島２丁目８番３一404号
債務者　松島　孝行
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５５号
岡山市中区東中島町９番11号、旧住所岡山市北区清輝本町４番26号407
債務者　赤松　要一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
大分県中津市大字今津973番地１
債務者　井関　康子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午前11時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係